

## 閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和5年2月28日（火） 8：22～8：32

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：岸 田 文 雄 内閣総理大臣  
松 本 剛 明 国務大臣（総務大臣）  
齋 藤 健 国務大臣（法務大臣）  
林 芳 正 国務大臣（外務大臣）  
鈴木 俊 一 国務大臣（財務大臣、内閣府特命担当大臣）  
永 岡 桂 子 国務大臣（文部科学大臣）  
加 藤 勝 信 国務大臣（厚生労働大臣）  
野 村 哲 郎 国務大臣（農林水産大臣）  
西 村 康 稔 国務大臣（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣）  
斉 藤 鉄 夫 国務大臣（国土交通大臣）  
西 村 明 宏 国務大臣（環境大臣、内閣府特命担当大臣）  
浜 田 靖 一 国務大臣（防衛大臣）  
松 野 博 一 国務大臣（内閣官房長官）  
河 野 太 郎 国務大臣（デジタル大臣、内閣府特命担当大臣）  
渡 辺 博 道 国務大臣（復興大臣）  
谷 公 一 国務大臣（国家公安委員会委員長、内閣府特命担当大臣）  
小 倉 將 信 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
後 藤 茂 之 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
高 市 早 苗 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
岡 田 直 樹 国務大臣（内閣府特命担当大臣）  
陪 席 者：木 原 誠 二 内閣官房副長官  
磯 崎 仁 彦 内閣官房副長官  
栗 生 俊 一 内閣官房副長官  
近 藤 正 春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

- 一般案件 9 件
- 国会提出案件 3 件
- 法律案 10 件
- 政令 1 件
- 人事 1 件

いずれも、案件表のとおり、決定、了解となった。

議事内容：

○松野国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、木原副長官から御説明申し上げます。

○木原内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、原子力委員会の「原子力利用に関する基本的考え方」に関する対処方針について、御決定をお願いいたします。本件につきましては、後程、高市大臣から御発言があります。

次に、「日・豪部隊間協力円滑化協定」外5件の条約の締結につき、国会の承認を求めることについて、御決定をお願いいたします。日・豪及び日・英の各「部隊間協力円滑化協定」は、一方の国の部隊が他方の国を訪問して協力活動を行う際の手続や部隊の地位等について定めるものであり、「日・米宇宙協力に関する枠組協定」は、両国が宇宙空間の探査及び利用に関する協力を行う際の基本事項について定めるものであり、「日・バーレーン投資協定」は、投資の促進及び保護のための措置等について定めるものであり、アゼルバイジャン及びアルジェリアとの各「租税条約」は、二重課税の除去及び脱税の防止のための措置等について定めるものであります。

次に、「ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等」について、御了解をお願いいたします。本件につきましては、後程、外務大臣から御発言があります。

次に、質問主意書に対する答弁書3件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、法律案10件について、御決定をお願いいたします。まず、「GX電源法案」は、地域と共生した再生可能エネルギーの導入を最大限促進するとともに、安全確保を大前提とした原子力の活用に向け、原子力発電の運転期間に関する規律の整備等の措置を講ずるものであります。

次に、「景品表示法の一部改正法案」は、一般消費者の利益の一層の保護を図るため、課徴金制度の見直しや罰則規定の拡充等を行うものであります。

次に、「仲裁法の一部改正法案」は、仲裁判断が行われるまでの間に権利・証拠を保全するための命令に基づく強制執行を可能とする制度等について定めるものであり、「調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案」は、一定の国際的な和解合意に基づく強制執行を可能とする制度等について定めるものであり、「ADR法の一部改正法案」は、同法が定める民間紛争解決手続において成立した和解に基づく強制執行を可能とする制度等について定めるものであります。

次に、「特定先端大型研究施設共用促進法の一部改正法案」は、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構により設置される次世代放射光施設「ナノテラス」を特定先端大型研究施設に追加し、研究者による共用を促進するための措置等を講ずるものであります。

次に、「合法伐採木材等流通利用促進法の一部改正法案」は、違法伐採された木材の流通等を抑制するため、木材関連事業者に、木材の合法性の確認を義務付ける等の措置を講ずるものであります。

次に、「気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部改正法案」

は、熱中症対策を強化するため、「熱中症特別警戒情報」の創設や市町村による暑熱から避難するための施設の開放措置等について定めるものであります。

次に、「日・豪部隊間協力円滑化協定」及び「日・英部隊間協力円滑化協定」の実施に関する各法律案は、各協定の適確な実施を確保するため、相手国軍隊の公用車両に係る道路運送車両法の適用除外や刑事手続の特例等について定めるものであります。

次に、政令について、御決定をお願いいたします。「キャッシュレス法の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令」は、条ずれ処理等、関係政令の規定の整理を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。加藤順二外557名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、件名外案件について、申し上げます。「在沖縄海兵隊のグアム移転に係る協定に基づく日本国による資金の提供に関する書簡」を米国との間に交換することについて、御決定をお願いいたします。本件は、在沖縄海兵隊のグアム移転のため、今年度、約3億4,000万ドルを米国政府に追加提供することについて、取り極めるものであります。なお、相手国政府との書簡交換まで不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。

○松野国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、高市大臣。

○高市国務大臣：原子力委員会は、この度、原子力を取り巻く幅広い視点を取り入れた、今後の原子力利用全体の長期的方向性及び中期的重点事項を示す「原子力利用に関する基本的考え方」を改定しました。昨今の国内外におけるエネルギーの安定供給への懸念の高まり、カーボンニュートラル実現に向けた動向等を踏まえるとともに、原子力政策全体を見渡し、我が国の原子力の平和利用、国民理解の深化、人材育成、研究開発等の目指す方向性や在り方を分野横断的な観点から示しております。今後、原子力利用に当たっては、この基本的考え方を十分に尊重し、安全性の確保を大前提に国民の理解と信頼を得られるよう、関係府省庁が連携してしっかりと取り組んでいくことが重要と考えております。関係閣僚の皆様におかれては、特段の御理解・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

○松野国務大臣：次に、外務大臣。

○林国務大臣：ロシア連邦によるウクライナ侵略を受け、ウクライナをめぐる問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、①ロシア連邦の関係者及び特定銀行等に対する資産凍結等の措置、②ロシア連邦の特定団体への輸出等に係る禁止措置、③ロシア連邦の産業基盤強化に資する物品の輸出の禁止措置を追加的に実施することにつき、御了解願います。

○松野国務大臣：次に、厚生労働大臣。

○加藤国務大臣：自殺対策基本法では、3月を「自殺対策強化月間」と位置付けています。昨年の自殺者数は、2万1,843人と前年を上回る水準となっております。とりわけ、中高年を中心に男性は13年ぶりに増加し、また、小中高生は過去最多

の512人となっていることから、今回の月間では、中高年向けのポスターや動画を作成し、早期の相談を呼びかけるとともに、こどもや若者向けには、SNSを活用した情報発信や相談体制の拡充など、関係省庁と連携して、対象に応じたきめ細かい対応を講じていきます。昨年10月に策定した新たな自殺総合対策大綱に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、政府一丸となって全力で自殺対策に取り組むため、閣僚の皆様のご格段の御協力をお願い申し上げます。

○松野国務大臣：これを持ちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上を持ちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

## 閣議案件

〔令和5年  
2月28日〕 (火)

## ◎一般案件

資料あり

- 原子力委員会の「原子力利用に関する基本的考え方」に関する対処方針について（決定）  
(内閣府本府)
- 〃 ○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の締結について国会の承認を求めるの件（決定）（外務省）
- 〃 ○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の締結について国会の承認を求めるの件  
(決定) (同上)
- 〃 ○平和的目的のための月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における協力のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の枠組協定の締結について国会の承認を求めるの件（決定）(同上)
- 〃 ○投資の相互促進及び相互保護に関する日本国とバーレーン王国との間の協定の締結について国会の承認を求めるの件（決定）（同上）
- 〃 ○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアゼルバイジャン共和国との間の条約の締結について国会の承認を求めるの件（決定）（同上）
- 〃 ○所得に対する租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とアルジェリア民主人民共和国との間の条約の締結について国会の承認を求めるの件（決定）（同上）
- 〃 ○ロシア連邦関係者に対する資産凍結等の措置等について（了解）（外務・財務・経済産業省）

◎国会提出案件

資料あり  
資あ

- 1. 衆議院議員松原仁（立憲）提出ウイグル人強制労働についての政府の認識に関する質問に対する答弁書について（決定）（外務省）
- 1. 衆議院議員米山隆一（立憲）提出新型コロナウイルス感染症対策としてのマスク着用に関する質問に対する答弁書について（決定）（厚生労働省）
- 1. 参議院議員塩村あやか（立憲）提出南大東島で保護された猫の移送に関する質問に対する答弁書について（決定）（環境省）

◎法律案

資料あり  
資あ

- 脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律案（決定）  
〔内閣官房・内閣府本府・財務・経済産業・環境省〕
- 〃 ○ 不当景品類及び不当表示防止法の一部を改正する法律案（決定）（消費者庁）
- 〃 ○ 仲裁法の一部を改正する法律案（決定）（法務・財務省）
- 〃 ○ 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律案（決定）（同上）
- 〃 ○ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（同上）
- 〃 ○ 特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（文部科学・財務省）
- 〃 ○ 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部を改正する法律案（決定）（農林水産・経済産業・国土交通省）
- 〃 ○ 気候変動適応法及び独立行政法人環境再生保全機構法の一部を改正する法律案（決定）（環境省）

資料あり  
資あり ○日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とオーストラリアとの間の協定の実施に関する法律案（決定）

（防衛・法務・外務・財務・国土交通省）

〃 ○日本国の自衛隊とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国の軍隊との間における相互のアクセス及び協力の円滑化に関する日本国とグレートブリテン及び北アイルランド連合王国との間の協定の実施に関する法律案（決定）（同上）

#### ◎政 令

資料あり  
資あり ○情報通信技術を利用する方法による国の歳入等の納付に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整理に関する政令（決定）（総務省）

#### ◎人 事

資料あり  
資あり ☆東北大学名誉教授加藤順二外 5 5 7 名の叙位又は叙勲について（決定）

[○署名あり ☆署名なし]

件 名 外 案 件

〔 令 和 5 年 〕  
〔 2 月 28 日 〕 ( 火 )

◎ 一 般 案 件

- 資 料  
な し
- 改 正 さ れ た 第 3 海 兵 機 動 展 開 部 隊 の 要 員 及 び そ の 家 族 の 沖 縄 か ら グ ア ム へ の 移 転 の 実 施 に 関 す る 日 本 国 政 府 と ア メ リ カ 合 衆 国 政 府 と の 間 の 協 定 に 基 づ く 日 本 国 政 府 に よ る 資 金 の 提 供 に 関 す る 書 簡 の 交 換 に つ い て ( 決 定 ) ( 外 務 省 )

[ ○ 署 名 あ り ☆ 署 名 な し ]